

別表 1 (運営規約第 3 条第 2 項関係)

加入金徴収基準及び払込みの方法

1. 加入金徴収基準

一	律	10,000円
---	---	---------

2. 加入金の払い込みの方法

加入申込時一括納入とする

別表 2 (運営規約第 4 条関係)

会費の徴収基準表及び払込みの方法

■会費については、下記の割賦基準に基づき、企業形態・従業員規模により決定する

1. 会費賦課基準表-1

(単位：円)

企業形態		個人	法人	
加 算 額	従業員規模	事業主のみ	8,000	15,000
		2人以下	12,000	20,000
	役員及び 専従者含む	3人~5人	14,000	25,000
		6人~10人	16,000	30,000
		11人~30人	18,000	35,000
		31人~50人	23,000	40,000
		51人~70人	30,000	50,000
		71人~100人	40,000	60,000
		100人以上	50,000	70,000

2. 会費賦課基準表-2

会	長	50,000
副	会 長	30,000
理 事	・ 監 事	10,000

3. 附則

- 1) 役員は、会費賦課基準表-2を付加する(但し、青年部長・女性部長等は除く)尚、役員の会費額は40,000円以上とする。
- 2) ①特定会員(本社所在地が町外)にあつては、会費基準表-1を適用せず、事業所の形態等勘案し、理事会において基準表-1の範囲内で決定する。
※金融機関、協同組合、社団法人、任意団体、NPO法人等
②特別会員(一時休業、災害等、その他)にあつては、会費基準1を適用せず、理事会において決定する
- 3) 従業員規模の算定には、労働保険(雇用・労災)の被保険者数、所得税申告者数、その他各種調査の数値を用いる。
※従業員とは、常時勤務者及びパート従業員(3名で1名換算)
※法人企業は専従役員を含む・個人企業は専従者を含む
- 4) 年度中途の加入については、9月末まで(全額)10月以降(1/2)を徴収する。
- 5) 会費は、特別な事情がない限り3年ごとに見直す。